

近畿地方整備局事業評価監視委員会（令和2年度第1回）

議事録

日時：令和2年5月29日（金） 10：00～12：00

場所：大阪合同庁舎第1号館 第1別館（3階）304共用会議室

WEB配信によるテレビ会議

【委員長】 それでは、審議に入ります。

■大阪港北港南地区国際海上コンテナターミナル整備事業

【委員長】 ご意見あるいはご質問などがあれば受けたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】 事業続行について異議はございませんが、補足説明をお願いできればという質問でございます。2点ございます。

1つは、供用開始後50年間ということ想定して費用便益を算定されたということでございますが、今後50年ということが、現実的にそこぐらいまでは見込めるのか、仮に50年としているのかという、供用開始後どれぐらいの年数耐えうるのか、使えるのか、ひょっとすると20年たってさらに拡張しないといけない事象が生じないのかということ質問させていただきます。

2点目は、震災後ということと関連して、耐震工事をしっかりされたというご説明でしたが、例えば南海トラフみたいなすごく大きな規模を想定されたのか、あるいは、そこまではなく、ある程度の規模に耐えるということと設計されたのか、その2点について、恐れ入りますが、ご説明よろしく願いいたします。

【事務局】 1点目の50年先までの便益を見込んでいるものの、実際どこまで使えるのかどうかということとございますが、まず、この事業評価に関していえば、メンテナンスは必要でございますが、ハード面は十分50年もつということで、50年分の便益を計上してございます。

一方で、委員からご指摘いただきましたとおり、20年先になるとまた世の中の情勢も大きく変わってくるということは想定される場所ではございますが。大阪港に関しましてはもともと、もし資料をご覧になれば、3ページ右下の咲洲にコンテナ機能があったものを最新のコンテナ船の大型化とか機能に合わせて夢洲に移ってきており、当面は船舶の大型化を見ても、十分、水深16メートルのコンテナターミナルで対応できると思

っております。横浜港では18メートルのターミナルも整備されていたりしますし、世の中の動き次第では、ハードとしては使えるものの世の中の情勢に合わなくなってきて改良が必要になるというようなことはないと言い切れないう思っております。一方で、世の中の情勢に合わせて変更する場合は、また改めて事業評価なりをお願いしなければならないと考えております。

2つ目でございます。耐震工事の内容でございますが、今回、工事の内容までは詳しくご説明しておりませんが、対象とした地震は、資料でいいますと8ページの小さい字の※で書いたところでございますが、南海トラフ沿いで発生する大地震、南海、東南海あるいは想定東海地震、マグニチュード8.0から8.4ということで、委員からご指摘いただきました南海トラフ巨大地震のような、考えられる最大の地震までは、事業評価で設定してございません。

設計上は南海トラフ巨大地震まで耐えられる設計にしてございますが、事業評価における便益の算定の際は、巨大地震が発生すると相当程度、その背後地域も含めて被災の状況が広がって、大阪港をそのまま使うか、なかなか見通しづらいところもありますので、対象とする地震は南海トラフ沿いで発生する大地震ということで、若干規模の小さいものを見込んで便益を算定したという次第でございます。

【委員】 大変ありがとうございます。よく理解しました。今のご説明どおり、50年は耐えられるけど、実際にはひょっとしたら社会的な情勢も踏まえて20年で何らかまたということもあり得るということだと思います。そのとおりだと思いますが、例えば20年に設定したときも、単純に考えてB/Cは多分半分とかいう感じになるのか、あるいは、20年だとさらに下がるのか、算出方法を知らなくて申し訳ないですが、その辺は別に50年見込まなくても十分、例えば20年これまで運用してきて手狭になったということを経験して、20年であってもいろんなことを勘案したときにB/Cとしては十分便益が出るという考えでよろしいでしょうか。

【事務局】 まず、20年で便益が出るかということですが、現時点から将来まで先まで行けば行くほど社会的割引率というものが効いてきて、便益はだんだん小さくなっていきますので、現時点に近ければ近いほど便益は高くなるので、単純に半分になるわけではなく、50分の20ですから4割ということになるのかもしれませんが、そのような単純な時間の案分にはならないとは思っております。20年で切って便益が十分出るかということと現時点ですぐ計算できないですけども、夢洲に関して申し上げれば、当面、世界最先端

に近いスペックのコンテナターミナルですので、20年たったらそのまま全く使われなくなるかという、そうではなくて、まず使われなくなるのはおそらく咲洲のもっと古いターミナルであると思いますし、夢洲の機能が一部別のところへ移転し、20年先、仮に新しいものができたとしても、夢洲は使われていくことになると思いますので、便益が全くなくなるということではなくて、引き続き便益は発生すると考えております。なおかつ、ご覧いただきました今回の便益はかなり高い数字が出ていると思いますので、(20年先までも)十分出ているのではないかと思います。

【委員】 ありがとうございます。以上です。

【委員長】 港湾というのは、基本的には拡張して沖合に展開していくといった特性を持っているものですので、大阪港でも奥のほうには以前の港湾の跡というのが残っているわけですが、そういった場合に、例えば物理的な耐用年数であるとか、経済的な耐用年数、社会的耐用年数というものをどういうふう考えていくのか、計画評価の中でそれをどのように評価するのかといったところについては、一通りの考え方というのは整理されていると思います。例えばこの委員会でもFAQ(よくある質問)をアーカイブでつくりましょうというのがありますけれども、そういうところに入れていただければ、国民の方々がそういう疑問を抱かれるときに、ご覧になるにも便利なのではないかなと思います。

【委員】 2点質問がございます。評価内容に関しては、そのとおりでいいんじゃないかと思いますが、質問で、まず1点目が、8ページで、震災直後の陸上輸送のコスト削減に関して、代替港から新しく整備することによって移るということでの内容ですが、まず、その需要予測等を新たにやった結果、その分の便益が増加すると考えたのかというのが1点質問でございます。

それから、2点目は、その計算に当たって、当然、例えばここに挙がっている堺泉北港とか四日市港とかというところから陸上輸送が大阪港にシフトすることで便益が増加すると。同時に、堺泉北港とか四日市港はその分需要を失うことになりますから、その分のコストも入れた上で便益がこれだけ増加したという計算になっているのか、その2点に関して教えていただければと思います。

以上です。

【事務局】 まず、最初のご質問ですが、ご指摘いただきましたとおり、平成31年3月に大阪港の港湾計画の改訂の際に将来貨物量の需要予測を見直しました。ちょっと時間の

関係で詳しくはご説明できなかつたのですが、資料で申し上げますと、2ページの夢洲の取扱量の推移を見ましても、近年、東南アジアからの貨物が非常に増えているということ踏まえて、東南アジアからの貨物量がこの先も引き続き大きく伸びるだろうと。一方で、近海向け、つまり中国・韓国向けの貨物は、どちらかというとも東南アジアへの製造拠点の移転がこれまで進むといったような動きもございましたので、こちらについては横ばいと。また、大阪に関しては、電機メーカーでありますとか、建機メーカーとか、大きな製造業もあって北米向けの貨物は若干の微増です。そのような推計を経て貨物量が伸びると、伸びる量としましては、夢洲に関して申し上げますと、これまでの124万TEUという予測から141万TEUという予測まで増えたということでございます。

それを今度は大阪港無かりせばという仮定の下で推計しますと、平成28年の推計の際も大阪港無かりせばの場合は堺泉北港や舞鶴港などへ持っていったわけですが、今回124万から141万で17万増えた分は、実はもう堺泉北港とか舞鶴港などのキャパシティを超えてしまっていますので、四日市港などへ持っていかざるを得ないということで、その分の陸上距離が延び、コストが増えております。

1つ目のご質問については以上でございます。

2つ目は、震災時の堺泉北港や四日市港などの需要便益をもしかしたらダブルカウントしてしまっているのではという趣旨のご質問と理解しました。ご指摘いただきましたとおり、堺泉北港には耐震強化岸壁のコンテナターミナルがありますので、震災時の大阪港からの貨物量の受入れの便益を見込んでおります。ただし、その見込む貨物というのは、ちょっと行ったり来たりするので図面はお示しませんが、夢洲ではなく咲洲のほうの、つまり、堺泉北港で評価する場合は夢洲の耐震強化岸壁が機能するであろうという前提の下にシナリオを立てておりますので、耐震強化岸壁ではない咲洲のほうの貨物が堺泉北港へ来るといったシナリオで堺泉北港の震災時の便益を計上しております。

一方で、今回この大阪港の便益の計算では、夢洲が耐震強化岸壁ではないから壊れてしまって、その貨物が全部どこかへ行かなければいけないというときに、堺泉北港なり伊勢湾諸港なりというのを代替港として設定しております。もし厳密に考えるとすれば、堺泉北港は咲洲の貨物でいっぱいになることが見込まれますので、もしかすると四日市港などへ全部持っていかねばいけないということもシナリオとしてはありえるわけですが、安全側に便益を算定したという状況でございます。なお、四日市港では近畿からの震災時の貨物の受入れの便益は見込んでおりません。ということで、二重のカウントは

していないとっております。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【委員長】 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、大阪港北港南地区国際海上コンテナターミナル整備事業の審議結果として、当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり事業継続することが妥当と判断されるといたします。これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございます。

■天ヶ瀬ダム再開発事業

【委員長】 ご意見あるいはご質問を頂きたいと思います。

では、ご準備いただいている間に私のほうから1つお尋ねしたいと思います。

いろいろな事情があつて費用が増加していて、基本計画も3回にわたつて改定されているということで、相当いろいろなご苦労があるということが推測されます。今のご説明では、こういう方法で予測をしましたと、その結果と現状はこれだけ違ってきていますということはよく分かったのですが、最初の当初のこういう方法で予測をしましたというのが、当時の技術的な知見あるいは当時持っていたデータからして最善のものであったかどうかということがいま一つよく分かりません。そののところ、7つ全部やっていただく時間はないと思いますが、ご説明いただくことは可能でしょうか。

【事務局】 例えば掘削機械でございますけれども、当初、説明いたしましたとおり、ボーリング調査をやつて、岩の岩級区分を調べまして、それに合わせた基準に基づきまして、ここで説明できなかったのですけれども、1.3トンの破碎機械を基準に基づいて選定していたというところでございます。

それと、トンネルの掘削に当たりまして、先行工事といたしまして、まず小さなトンネルを掘りまして、中の状況を調べた上で進めておつたと。そのときには1.3トンのブレイカーで何とか掘れていたということでございますけれども、実際にこれを掘り始めたところ、実際は発破とか、そういうものも使って大きな塊が出たものを砕いていくというようなこともございまして、発破をかけたときの岩の割れ具合とか、そういう状況についても違ってくるということもございまして、実際のところ1.3トン級のブレイカーで掘れなく

なつたと、そういう状況がございます。

【委員長】 ちょっと、聞き漏らしたのかもしれませんが、当初1.3トン級のブレイカーで掘削できると判断された根拠というのはどうなっているのでしょうか。

【事務局】 それは、まず、地質調査を行ったときに岩級区分という、岩の硬さですとか、そういうものを調べまして、その硬さに対して1.3トン級のものが標準的な機械だということで選定してということでございます。

さらに、ボーリングについては、事前に約100本を掘って十分に調査はしていたつもりでございますけれども、あと、先ほど申しましたが、発破も使っておりますので、発破と掘削の効率につきましては実際に施工してみないとやはり分からないところもございまして、要は発破をかけたときにどういう割れ方をするのかということも効いてきますので、やはり当初想定した範囲内ではどうしても分からないところも出てきまして、現場条件が判明した状況で分かってくるといところがどうしてもでてきてしまうというところがございます。

【委員長】 ありがとうございます。

大分分かってきました。当初は、地質図による予測が主であって、それから、ボーリングも事前に行われたということは、その地質図で判断する限り1.3トン級ブレイカーが最も適切であるということだったという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 はい、そのとおりです。

【委員長】 であれば、そこをもう少し明確に出していただけないかなと思います。つまり、我々からもそうなんですけれども、国民から見ると、小さめに出して、後で理由をつけて大きくしてるんじゃないかという疑念がないとは限らない。

このことは本委員会でも何度も申し上げているんですけれども、当初の予測の条件、持っているデータ、技術水準の下で最善の予測をしていると、その結果こうでしたと、その後でいろいろ新たなが入ってきて変わる、つまり当時の技術水準では最善であったということを明確に出していただけると我々はすっきりするんですが、これはなかなか出せないものでしょうか。あるいは、前回の西脇北バイパスとか西宮の名塩の道路とか、当初はこういうふうにはやっていたんですけども、こういう理由でここまでは分からなかったという説明は大変分かりやすかったような気がするんですが、いかがでしょうか。

【事務局】 分かりました。今ちょうど映してもらっている14ページの画面でも、減勢池部の掘削は、「発破＋1.3トン級ブレイカーによる小割破碎」を計画して、これは「先

行工事の実績から妥当であると判断」というふうに書いて、当初計画というか現計画がどういうふうに判断したかというのは、一応事務所案としても記載はされているとは思いますが、今委員長ご指摘のとおり、やや資料が、変更点、なぜ最新の判断に至ったのかというところに重点が置かれ過ぎていて、旧の考え方が必ずしも十分でないということがあるかもしれませんので、今後そういったところを両面で、前はどうか考えていて、今後はどうか考えるということが両面で分かるように考えていきたいと思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございました。

先ほどの大阪港の話であれば、あれは港湾計画が改訂されてということで、港湾計画の改訂は今は社整審ですかね、社整審で検討された結果が多分分かる形になっていると思うんです。今回の基本計画の3回にわたる改訂もそこにきちんと書いてあるんだらうと思いますけども、例えばその3回目の予測とその後の違いの原因をより分かりやすく整理していただけるとよろしいんじゃないかなと思いました。これはほかの点についても同じだと思います。

【委員】 8ページを出していただきたいんですけども、事前の各委員とのやり取りの中で「琵琶湖の水位低減についてはどういう扱いになってますか」という質問があって、いろいろ回答されているというのは事前に送っていただいた資料で拝見しまして、今日の資料の中では、直接便益として想定していないけれども、こういう効果があるという形の資料になっているという扱いは理解いたしました。

それで質問なんですけども、8ページの図で琵琶湖の後期放流のところの何というかな、放流をしますという絵も削除されてしまっているんですけども、これはやはり私としては残したほうがいいのではないかと思います。そこはご意見を頂きたいんですけども。

それで、その上で改めて確認というか、皆さんに情報を共有していただいたほうがいいかなと思うんですけども、このトンネルが必要なのは、ちょうどその図で出ている一番右側の洪水の立ち上がりのところの1,100立方メートル/毎秒という立ち上がりのところの放流能力が足りないんだという話と、それから、琵琶湖の後期放流のところの1,500トン流さないといけないというところがありますよね。その2つの放流能力の条件に照らしたときに今の放流能力というのが十分であるのかないのか、その足りないところを今回のトンネルで補おうとしているのか、要するにある意味2つの目標流量といいますか、条件があるわけなので、そこのところを少し明確にさせていただいたほうがいいのではない

かというのが私のコメントです。よろしくお願いします。

【事務局】 大変申し訳ございません。この図を説明するときに、時間を使ってしまう可能性があるということで、当初説明させていただいたときよりもちょっと簡略化して表示して説明させていただいたということで、おっしゃるとおり、以前ここに後期放流のところも書かれてございました。説明の関係でこうしてしまったんですけれども、ご指摘のとおり、資料のほうを修正できるところは修正していきたいと考えてございます。

【委員】 それで、私の2点目の質問にちょっと補足いただきたいんですけど、ですから、トンネルの放流能力を決める際に両方の条件を総合的に勘案して決めているはずなんですけども、どちらですかということですよ。

【事務局】 委員ご指摘のことは、工事をするようになったトンネルは、トンネルの規模が低い水位でも放流できるように、あるいは1,500トン放流ができるように、ということを念頭に決めたんですよ、というご確認だと思うんですが。

【委員】 そうですね。

【事務局】 そのとおりです。

【委員】 ただ、どっちかがより厳しいんじゃないかなったのでは。

要は、前半の立ち上がりのところのダムの水位が低いので、より大きな穴を開けないといけないというところが、おそらく厳しいとは思いますが、後半の1,500というのは、前半で放流能力を確保するという、内数といいますか、当然そちらでも使われるんですけども、そっちのほうで断面が決まっているわけではないということかどうかの確認をお願いします。

【事務局】 水位が低いときに十分放流できるように、というその前半の部分で規定されていて、それをクリアすると後半の部分もクリアできるという構成だと思います。

【委員】 せっかくの機会ですので、今回は工事の増分のところの説明にある意味で特化しているのはやむを得ないと思うんですけども、こういうときに何のためにトンネルを掘っているのかというところのマインドを世の中にさせていただくことが必要で、あと、その34ページに関して言えば、もともと淀川水系全体の洪水調節の中で琵琶湖総合開発ができ、洗堰の操作もあり、琵琶湖の洪水というのは下流のために一時的に洪水をためるという機能も当然含めて、要するに全体計画ができていますから、例えば道路事業でいうと、ある特定の区間の走行時間の短縮だけでなくネットワーク全体を見てやっていると、ある特定の区間の走行時間の短縮だけでなくネットワーク全体を見てやっていると、例えばこの淀川水系の洪水調節の中で天ヶ瀬ダムのトンネルとい

うのがどういう位置づけになっているかというのを、全体の中の位置づけを補足されたほうが世の中に対する説明としては説明力が上がるのではないかというのが私のコメントです。

【委員長】 ありがとうございました。

今のご指摘について、もし可能であれば、資料なり、あるいは何らかの形で伝わるように工夫していただければというふうにお願いしたいと思います。

【委員】 先ほどの委員長のお話で随分クリアになりましたが、前回評価時から今回評価にかけては70億円の増という形でお話を伺いました。しかし、基本計画策定時、今から25年ほど前ですが、そもそも330億円というところからスタートして現時点ではほぼ倍になっている。25年間で倍になっているというのは結構大変なことかなと思っているわけです。今回は少ない金額増ですけど、やはりスタート時からなぜ倍になったのかということクリアに見せていただきながら今回の説明をしていただけるといいのかなという気がいたしました。

もう1点はちょっと小さい話ですけれども、投資効果、資産の額を計算されるときに家庭用品と家屋ということで計算されていますが、土地そのものは資産という形ではここには入ってこないのでしょうか。

【事務局】 まず、当初の330億円から倍近くになっているということで、委員のご指摘のとおりでございますけれども、我々いたしましたとしても、そうならないように十分にコスト縮減に努めて事業を進めてきたところでございます。繰り返しになりますけれども、当初の考えていたものと現場に入ってみて分かってくるものというものがやはり出てきまして、事業費が上がってくる、それとか、ここではあまり詳しく説明できませんでしたが、事業を進めていく中で支障となってくるものが、物件ですとか、そういうものが出て工期にも延長が生じてしまうといったようなことで今まで第3回の変更を進めてきたということがございます。ただ、委員のおっしゃるとおり、ここが大きくならないようにしていければいいんですけれども、そのコスト縮減を図りつつ、今後もそのコストに十分注意しながら進めていきたいと考えてございます。

資産のほうでございますけれども、土地については見込んでいないということでございます。

【委員長】 以上でよろしいでしょうか、ご説明は。

【委員】 はい、ありがとうございます。

【委員長】 今回の最初のほうのコメント、私もそう思っております、これ、事業費としては当初から相当増えてきているわけですね。事前説明のときにお願いしたことの1つは、例えば横軸に年度をとって、縦軸に事業費をとっていくと、多分右上がりの、あるときに見直してぐっと上がるというようなグラフが描けて、そののところになぜその事業費が増えたのかという理由と、それから、それは当初見込めなかったのかという説明を一緒に書いていただくと大変分かりやすい図になっていいのではないだろうかということでした。今回それはちょっとご準備いただけなかったようなんですけれども、そういう一目瞭然で「なるほど」と、それを見ると「あ、苦勞してここまでやってきていただいているんだ」というのが分かるような資料があると大変すっきりするなと思いますので、もし可能であれば、これは事務所の中の話には留まらないと思いますけれども、そういう表現の仕方も今後ご検討いただけるとありがたいなと思います。

ありがとうございました。

【委員】 私の質問、コメントも今まで委員長等からご指摘があったことに関わりますけれども、費用が変更になったもののうち環境に関わるものが2つございます。1つは騒音関係で、もう1つは重金属の処理という問題です。この点に関しまして、各種の個別の制度の総合的・統合的運用という観点から、本来こういうものについては環境アセスメントで一定の予測評価がなされる予定のものであると思います。

本件に関しましては、もともとの基本計画時はアセス法の施行前ですので、その後の基本計画の変更に伴いまして事実上あるいは法律上のアセスがなされたのかどうか、ちょっとそこところは確認していませんが、今後の改革ということも含めると、基本的にはアセスの中では、評価方法自体は主務省令の基本的事項に基づいて行われておりますが、騒音については、アセス時には規制基準が遵守される見込みとなっていながら、実際には規制基準を超えるという事案が多発しております。

そして、また、もう1つの重金属関係は、これは掘ってみないと分からないということがあるかと思うのですが、アセスの仕組み上は、そのような環境影響評価を行ったにもかかわらず不確実性が残るものについては、必要に応じとるべき環境保全上の措置というものをあらかじめ準備書の中に書き込むという、そういう構造になっております。

したがいまして、そういう不確実なものとして、これがもしアセスがなされる対象事業であるとしたしますと、その措置を基本的を書く努力をするということがまず1つあって、また、主務省令の基本的事項に基づく評価方法のうち、その後の状況と実際には異なる状

況が多数発生しているものについては、評価方法の見直しということも必要になる。事業評価というものと、それから事業評価とも密接に関わる他の制度、例えばここでいいますと環境アセスメント制度というものの成果、知見、あるいは教訓というものが相互に十分共有されるような形で制度運用を目指していく必要があるのではないかと考えます。

以上です。

【事務局】 環境影響評価法の対象のアセスかどうかということについて、事実関係をまず申し上げますと、委員のご指摘のとおり、法施行以前から着手しているという点もあるんですけども、ダムの貯水池が増える事業ではないので、現在から着手するとしても対象にはならないと思います。ただ、対象にならないから環境への影響を配慮する必要はないということを申し上げているわけではなく、一定の配慮は必要であります。夜間に施工するしないということで事業費上の影響は出てこようかと思えますけれども、配慮しながら進められる事業であるということではあろうかと思えます。

取りあえず回答とさせていただきます。

【委員】 ありがとうございます。私も貯水量が増加しないので改修にも当たらないのかなということは推測していたんですけども、アセスの対象事業そのものの狭さということもあるので、そのリマインドも含めて発言しました。このダムの問題だけでなく、制度相互の関係というものを認識することでお互いの制度が向上していける可能性があると思います。これは近畿地方整備局だけの問題ではないと思いますけれども、ぜひそういった点が反映されるような仕組みにしていただければと思います。

以上です。

【事務局】 ありがとうございます。先ほど言葉足らずだったかもしれませんが、アセス法の対象であるか否かにかかわらず、ダム事業等についてはしっかりとした環境調査をし、レポートも取りまとめて公表するという取組もさせていただいておりますので、委員のご指摘も踏まえて対応してまいりたいと思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。「アセス等々が行われても、実際はこうなりましたよ」というのは何らかの形で情報発信して、全体としてフィードバックがかかるような仕組みもあるといいなと私は思っております。

【委員】 非常にマイナーなことをお伺いしたいと思います。

費用便益分析では、インフレは考慮しないで、実質価格を使うことが原則ではあろうか

と思います。今回の場合は、少なくとも労働系費用が上がったり、あるいはコンクリート単価が上がったり、それに関係して便益のほうも、住宅の単価も上がったりして、両方動いているわけですが、マニュアル上はこういう場合どういうふうに対応するようになってるのでしょうか。確認だけさせていただければと思います。

【事務局】 それは物価上昇に伴って、例えば評価額がどう変わるかというような趣旨でございましょうか。

【委員】 はい。そうです。実質価格で評価するというのが原則なんですね。現実にはそれができるのかと言われると、そこは難しいのかもしれないんですが、ただ、今回の費用増加、あるいは便益の計算のところ、費用増加があって事業費が変わるのは費用が増加したから、それはそれでいいわけですけども、費用便益の計算をされるときにその辺はどういうふうに配慮されたのかということ、もしくはマニュアルでどういう対処方法をするようになっているか、その辺を確認できればと思います。

【事務局】 この事業の場合は、ほとんど全部執行済み、あるいは執行中ということですので、実績の数字を積んでいるということになります。実際にかかった資材の単価とか、労務単価とかが実際に執行済みの部分がほとんどですので、そういったものを計算させていただいているということになります。

【委員長】 委員、よろしいですか。

【委員】 実際上はそんなやり方じゃ多分やれないのかもしれないんですが、そうすると、時点間で違うものを比較していることになってる可能性があるんですよね。マニュアル自身がもしそれに対応してないんだったら若干工夫する必要性が少なくとも今後は出てくる可能性があるんじゃないかなと懸念している次第です。もしそうであれば、この事例ではこんなことがあったと、若干、何らかの形で記載しておいてもらいたいかなと思います。

以上です。

【委員長】 ご検討いただければと思います。

【委員】 今回、皆さん方からご意見出てますように、やっぱり数回にわたる計画変更、そしてそのコストアップということで、最後に知事の意見が出てございますけども、これまでの知事の意見というのを全て覚えてるわけじゃないですけど、京都府知事はやむを得ないとして同意すると、また大阪府知事からも建設費用の縮減に努めてもらいたいということで、私の記憶の限りでは、これまでの知事、自治体意見の中には多少条件つきといい

ますか、厳しいコメントも気持ちの中には込められているのではないかという感じがいたします。

については、最後に、対応方針として事業継続というのは、それに対して反対するわけではございませんけども、今日出たご意見の厳しい部分、あるいはこういう関係自治体からも出ているご意見を多少結論あるいは議事録の中に盛り込むべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

【委員長】 では、ご回答をお願いいたします。

【事務局】 ご指摘のとおり、各府県から厳しいご指摘も頂いておりますので、このご指摘を真摯に受け止めまして、厳しく事業費管理、コスト縮減、工期管理も凶った上で進めていきたいと考えてございます。

【委員長】 多分これは皆さん感じてられていることだろうと思いますけれども、例えば京都府知事は、「基本計画の変更は大変遺憾である」という表現をされております。ですので、これもなぜそうなったのかと、「それならばやむを得ないね」と思っていたら、多分、遺憾感はそれほど大きくならない可能性があるかと思えます。つまり、先ほど申し上げておりますように、なぜそうなったのか、当初はそれで妥当な予測評価をしていたのかということについて丁寧に説明していただく必要があろうかと思えますので、今の委員のご指摘というのはきちんと反映して、それで丁寧な説明に努めていただければと思います。

委員、よろしいでしょうか。

【委員】 はい、ありがとうございます。

【委員長】 もう1点、B/Cが1.0という非常に厳しい数字なんですけども、委員の中からも今にも1.0を切るんじゃないかというご指摘もあったように伺っております。それから、27ページの感度分析を見ても、残事業費10%増えても全体事業としては1.0維持されるということになってるんですけども、1.0でゴーサインを以前に出したいきさつ等々についても、納得が得られるような形で今後ご説明をしていただけるとよろしいのではないかなと思います。本来でしたらここでご説明いただければいいんですけども、時間もありませんので、要望にとどめておきたいと思えます。

ほか、なければ審議を終えたいと思えますが、いかがでしょうか。

手を挙げておられる方はおられませんので、天ヶ瀬ダム再開発事業の審議結果として、

当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり事業継続することが妥当と判断されるといたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、本日の審議報告事項については以上で終わります。委員の皆様、長時間の審議等、お疲れさまでした。一旦、事務局にマイクをお返しいたします。

【事務局】 長時間にわたりますご審議、ありがとうございました。

これより本日の議事録の作成いたしますので、少しお時間を頂戴したいと思います。あわせて、詳細な議事録につきましては、後日、取りまとめの上、公表する予定としております。

【事務局】 それでは、お待たせいたしました。

【委員長】 今から速報版の原案を画面に掲載していただきます。ご覧いただけますでしょうか。

【委員長】 審議結果、再評価1、大阪港北港南地区国際海上コンテナターミナル整備事業。審議の結果、大阪港北港南地区国際海上コンテナターミナル整備事業の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり事業継続することが妥当と判断される。

2、天ヶ瀬ダム再開発事業。審議の結果、天ヶ瀬ダム再開発事業の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり事業継続することが妥当と判断される。

これについて何かお気づきの点があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。限られた文言での審議結果ですけれども、今日頂いたご意見は議事録のほうにも載せることとなりますので、そこでご確認いただけたらと思います。

今気がつきました。詳細な議事録はどこそこに掲示してありますというのは、前回かその前ぐらいからつけていただけていますが、それを入れていただけませんか。「詳細な議事録についてはどこそこ、あるいは議事録詳細版があります」と、それをどこか下のほうに書いていただくということにしたいと思います。

【事務局】 はい、承知しました。

【委員長】 ほか、いかがでしょうか。お気づきの点あれば、手を挙げてください。よろ

しいでしょうか。

それでは、映し出されている資料、それから今申し上げた一文、それから誤字脱字を修正するというご確認いただいたということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。

事務局から皆さんにお知らせすることはありますでしょうか。

【事務局】 特にございません。

【委員長】 委員の皆様から何かございますでしょうか。

ないようですので、本日の審議を終了して、事務局にマイクをお返しいたします。

【事務局】 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、令和2年度第1回近畿地方整備局事業評価監視委員会を閉会といたします。委員の皆様、長時間誠にありがとうございました。

【委員長】 どうもありがとうございました。

【議事録終わり】